

薬生食検発 0514 第 3 号
令和 2 年 5 月 14 日

関係各位

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室



新型コロナウイルス感染症の発生に係る協力依頼について

日頃より、検疫業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、世界各国における感染者の拡大を受けて、検疫による水際対策を着実に実施するため、航空機における感染拡大の防止に向けた対策をとる必要があります。

今般、感染症の発生状況を踏まえ、入管法に基づく入国拒否対象地域^{*1}の 14 日間以内の滞在歴等を確認することとしていますので、下記の事項について御協力賜りたくお願い申し上げます。

記

1 「船内アナウンス」の実施について

入管法に基づく入国拒否対象地域からの本邦到着船において、「船内アナウンス」を実施すること。

アナウンスの際には、入管法に基づく入国拒否対象地域への滞在歴がある方は、検疫官へ申し出る旨を周知すること。また、咳や発熱等の症状がある場合や、咳止め剤や解熱剤を服薬している場合においても、引き続き検疫官へ申し出る旨を周知すること。なお、検疫官より赤または青の紙を配布いたしますので、入国するまでの間、紛失しないよう注意をうながすこと。

2 「健康カード」の配布について

入管法に基づく入国拒否対象地域からの本邦到着船において、船内で、体調不良の際には検疫官に申し出ること及び国内滞在中の留意事項について記載した「健康カード」（管轄の検疫所より配布）を乗員から乗客へ配布すること。

3 「質問票」の配布について

入管法に基づく入国拒否対象地域及び検疫強化対象地域^{*2}からの本邦到着船において、質問票を配布し、船内で記入の上、検疫官へ提出するよう周知すること。

(※1) 入管法に基づく入国拒否対象地域
 (外務省による感染症危険情報レベル3)

アジア	中国（香港、マカオ含む）、台湾、韓国、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ
ヨーロッパ	サンマリノ、アイスランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、アイルランド、スウェーデン、ポルトガル、ギリシャ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ラトビア、リトアニア、英國、キプロス、クロアチア、コソボ、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、アルメニア、モルドバ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア、ウクライナ、ロシア、アゼルバイジャン、カザフスタン
中東	アラブ首長国連邦、イラン、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン
アフリカ	エジプト、コードジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、モーリシャス、モロッコ、カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア
北米	アメリカ合衆国、カナダ
中南米	アンティグア・バーブーダ、エクアドル、セントクリストファー・ネービス、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、バルバドス、パナマ、ブラジル、ペルー、ボリビア、バハマ、メキシコ、ウルグアイ、ホンジュラス、コロンビア
大洋州	オーストラリア、ニュージーランド

(※2) 検疫強化対象地域
 (外務省による感染症危険情報レベル2)

※1以外の全ての国と地域